

暮らし

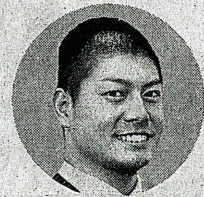


ひろしま

こちらから 広島弁護士会

▷13◁

担当は
きよ原 輔弁護士



近年、インターネットでは弁護士にご相談ください。

の普及に伴い、インターネット上の名誉毀損が増えています。今回はインターネット上の名誉毀損への対処法の話です。

インターネット上の名誉毀損に対しては以下のような対処法があります。

なお、これらの対処法は、事例によってはスムーズに進まない場合や、訴訟を起さなければならぬ場合もあります。具体的な問題解決につい

- ①送信防止措置請求 (削除請求) 名誉を毀

理者らに対して、名誉を毀損するような情報発信を中止するよう請求する

- ③損害賠償請求 イン

措置を取らなかった場合や、名誉を毀損する情報の発信の事実を知りながら長期間放置していた場合には、損害賠償義務を負うことがあります。

- ④名誉回復措置請求

毀損された名誉を回復するために、金銭による損害賠償だけでは十分と言えない場合には、情報の発信者に対し、名誉回復措置として謝罪文の掲載などを請求することもできます。

ネット上の名誉毀損対処法

毀された場合、通常、被害者の方の多くはまず、名誉を毀損するような情報発信を中止させ、被害の拡大を防止したいと考えます。

このようになります。

インターネット上の名誉毀損も不法行為となり、そのような情報を発信した者は、損害賠償義務を負います。また、ウェブページの開設者、掲示板運営者、サーバ管理者らも、送信防止措置請求が行われたにもかかわらず送信防止

そのためにはまず、ウェブページの開設者、掲示板運営者、サーバ管

者として当然、名誉を毀損する情報を発信した者の責任を追及したいことと思えます。情報の発信者を突き止めるために、発信者情報開示請求

は、発信者情報開示請求

た、民事上の方法以外に、インターネット上の誹謗中傷に対して、名誉毀損罪や侮辱罪で

紙屋町法律相談センター ☎082・225・1600
ひがし広島法律相談センター ☎082・421・0021
備北法律相談センター ☎0824・64・1008
呉法律相談センター ☎0120・969・214
法律相談センター福山 ☎084・973・5900

示板運営者、サーバ管

は、発信者情報開示請求

にもかかわらず送信防止

毀損罪や侮辱罪で

紙屋町法律相談センター ☎082・225・1600
ひがし広島法律相談センター ☎082・421・0021
備北法律相談センター ☎0824・64・1008
呉法律相談センター ☎0120・969・214
法律相談センター福山 ☎084・973・5900